



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成25年1月11日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

第五回「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の概要について

1月10日に社会保障審議会年金部会の「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の第五回会合が開催されました。

当日は、前回に続いて、関係団体(※)に対してヒアリングが行われました。

(※)信託協会、生命保険協会、日本年金数理人会、運営管理機関連絡協議会

信託協会からは、「代行制度の持続可能性」(→継続基準でみた場合、持続可能性は相応に高い)と「厚年基金制度廃止による受給者等への影響」(→受給者等の財産権が兆円単位で毀損されるおそれがある)というポイントを説明し、厚労省試案で示された厚年基金制度の一律的な廃止に対して慎重な議論を求めました。

これに対して、委員からは、「それでも代行割れによって厚年本体の財政に影響が出ることは問題である」との意見が示され、信託協会から、「代行割れの状態にあること」と「実際に厚年本体への損失が発生すること」は別物である点、および、これまでも法令に基づき厚年本体への代行資産の返還が行われている点を説明し、代行割れの状況のみを根拠とした厚年基金制度廃止論が是正されるよう主張しました。

また、委員からは、「許容繰越不足金を考慮しなければ継続基準をクリアしない基金も多い」との意見も示され、これに対しては、信託協会から、許容繰越不足金を考慮することも現行法令で定められたルールであることを説明しました。

なお、厚年基金制度の一律的な廃止については、生保協会・数理人会からも慎重な議論を求める意見が提示されており、前回のヒアリングも含め、ヒアリングを行った関係団体の大半が厚労省試案のまま議論を進めることに否定的な見解を示したことになります。

今回の議論の最後に、委員から改めて「公的年金・私的年金の役割分担の整理の必要性」も求められており、次回を含め、今後どのような展開に発展するのかは現時点で不透明ですが、引き続き、厚年基金制度の一律的な廃止に対して慎重な議論を求めていくとともに、議論の状況を注視して参ります。

なお、次回は1月24日に開催される予定ですが詳細は未定です。

上記のほか、当日の各団体の発言の概要は次ページ以降をご参照ください。

(詳細な議事概要は[こちら](#)。)

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

〔各団体の発言の概要〕

（信託協会）

- ✓ 厚労省試案の他制度移行支援措置にかかわらず、中小企業にとって他制度移行は規模面の問題等でハードルが高く、厚年基金制度自体が廃止となれば、結果として多くの加入員・受給者の財産権が損なわれるおそれが強い。
- ✓ 説明ポイントの一つである「厚年基金制度の持続可能性」について、厚労省試案では「一時的な代行割れの可能性のみ」で論じている点で問題がある。これまでも、一時的に代行割れの状態になっても、その後の掛金引上げや給付減額、あるいは運用成果の積上げにより、現在の水準まで回復してきた。
- ✓ 持続可能性を測るのであれば、将来の掛金収入も加味した「継続基準」で測るべき。信託総幹事先の基金の23年度末時点の継続基準での財政検証結果によると、約7割の基金が継続基準を満たしている。全体の2/3を超えるマジョリティが基準を満たしており、継続基準でみた場合、厚年基金制度の持続可能性は相応に高いと言える。
- ✓ もう一つの説明ポイントである「厚年基金制度廃止による受給者等への影響」については、公的年金が縮小傾向にある中、上乘せ年金月額（平均1.4万円）は小さい額ではなく、今後も相応の役割が期待されるレベルと言える。
- ✓ あくまで仮定に基づく大まかな試算にすぎないが、信託総幹事先の基金だけでも、厚年基金制度を強制的に廃止するということは、兆円単位の財産権が失われる可能性がある。
- ✓ 解散決議後も解散できない基金や財政が健全な基金等々、「様々な状態の基金が混在している状況」を理解いただきたい。その中、厚労省試案全般では、財政が苦しくても解散がスムーズにできる施策等は評価をすべきと考える。
- ✓ 一方で、持続可能性を「一時的に代行割れする可能性のみ」で測り、まるで厚年基金制度全体が持続可能性が低いとの印象を与え、一律廃止論に繋げることは適切ではない。そして、継続基準で約7割の基金が基準をクリアしているにも関わらず、試案どおりに一律廃止されることになれば、結果的に、総額で兆円単位の財産権が危険に陥る事態が発生するという問題を軽んじることはあってはならない。
- ✓ 今後とも、加入員・受給者の財産権に直結する問題である年金制度の存廃については、厚年基金自身のガバナンスの下、労使の協議で決定されるべきものとする。厚年基金制度の一律廃止あるいは実質的な強制解散を推し進めることは、将来、代行部分の債権（厚年本体が持つ債権）と、上乘せ部分の債権（中小企業の従業員・受給者が持つ債権）の優先順位が大きな問題になる。これは、指導方針の観点で、行政にも重くのしかかる問題だと思われる。この点も十分に留意し、慎重な議論が行われることを切にお願い申し上げる。
- ✓ 最後に、今後の議論が厚年基金制度の存続方向になった場合でも、実質的に多くの基金を解散に追込むような法令策定や施策が行われるのであれば、これは「強制的な解散」と同じ意味であり、看過できないと考えている。各専門委員に置かれては、是非、慎重な議論をお願い致したい。

（生命保険協会）

- ✓ 適年移行時、企業年金を選択しない理由に「複雑な制度運営手続き」「難解な制度内容」等を挙げる事業主が多く、簡易設計の「パッケージプラン」は中小企業の企業年金像のヒントになると思われる。
- ✓ 適年移行の示唆から、中小企業の企業年金に求められる像は、「分かりやすい」「積立不足が生じにくい」「過度の運用リスクを取らなくて良い」「手続きが簡素」であると考えており、「CBプランの給付設計弾力化」等を要望する。
- ✓ 今後の専門委員会の議論では、厚年基金の加入者等への影響や、基金・関係者の意見を踏まえていただきたい。

（日本年金数理人会）

- ✓ 代行部分の数理上の仕組みに関する数理人会の結論としては、厚年本体との財政中立化は確保される仕組みであることから、提出資料で意見を述べている点が改善され、また、代行割れが生じないという前提であれば、厚年基金・厚年本体双方にとって将来に亘り不都合はないということである。そのような考え方を踏まえ、今後、慎重に議論していただきたい。

（運営管理機関連絡協議会）

- ✓ DCの定着・発展、加入者保護の観点から、投資教育は重要。厚労省試案の「集団運用型DC」制度でも投資教育は不可欠である。また、「資産運用委員会」は、責任の所在が不明確、人材確保に係るコスト増等が懸念される。
- ✓ DC導入が進まない理由は投資教育に係る負担ではない。脱退一時金の支給要件緩和の要望が強い。
- ✓ DCの持続可能性を高めるために、制度上の柔軟性を高める施策（脱退一時金の支給要件の緩和、拠出限度額の撤廃等）や、事務手続きを簡素化する施策（規約申請書類の軽減等）、加入者の商品選択に関する意思決定のサポートを検討いただきたい。